

建設工事における合併入札について

合併入札とは

- 合併入札とは、同一現場又は近接する現場で、同一時期に行う必要がある建設工事を一括して入札するものです。なお、契約については、複数の工事として、それぞれで契約します。

合併入札試行の目的

- 同一場所又は近接する場所の複数工事において、工事の瑕疵担保や効率性の観点等から、本体工事の元請業者と随意契約を行っていましたが、合併入札を実施することにより、発注の競争性・公正性等をより高めます。

発注工事業種及び入札方法の決定などについて

- 合併入札を適用する入札は、当該入札が合併入札とわかるよう表記します。
- 発注工事業種は、主体となる工事（本工事）の業種とします。
- 発注工事費（設計金額）の算定は、原則、本工事（付帯工事を含む。）及び関連する工事（関連工事）の合計額とします。
- 入札方法の決定、業者選定については、2つの工事の設計金額の合計金額により決定するものとします。ただし、合計設計金額が5,000万円以上の案件は、泉佐野市建設工事等業者選定委員会に指名業者選定を諮るものとします。

入札公告及び公募条件について

- 入札公告又は公募型指名競争入札予定表において、合併入札案件であることを明確に示すこととします。
- 指名競争入札における手持ち案件の扱いは1件として取り扱います。
- 各工事の工期は、同一工期とします。

合併入札についての予定価格及び最低制限価格について

- 予定価格は、各工事の予定価格を合算した合計金額とします。また、最低制限価格についても同様とします。
ただし、最低制限価格及び予定価格とも、各工事で算定された金額も適用します。

入札方法について

- 入札書は1枚とし、入札金額は、各工事の見積金額（税抜き）を合算した合計金額で入札し、その金額により落札者を決定します。工事費内訳書は、工事ごとの内訳書及び各内訳書を合算した金額を記載した合計表の提出が必要です。

契約締結・契約金額の算定について

- ・ 契約は、合併入札の落札金額を工事費内訳書に従い分割し、複数の請負契約を締結します。契約金額は、分割したそれぞれの落札金額に消費税等を加えた額とします。

契約締結にかかる提出書類について

- ・ 当該工事の契約に関し求めている提出書類は、契約ごとの提出が必要です。
(収入印紙、契約保証金または工事履行保証保険証書、前払保証に関する書類、工事着手届、工程表、経歴書など)

現場代理人及び技術者について

- ・ 配置する技術者は、それぞれの工事で求める資格があれば一人で兼任することができます。また、当該工事の現場代理人を兼任することができます。
- ・ それぞれの工事請負契約金額の合計が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合は、専任の主任技術者または専任の監理技術者の配置が必要です。
- ・ それぞれの工事に関連する下請工事費の合計が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。

《合併入札の例示》

(例) 「公共下水道第〇〇工区工事」と「公共下水道第〇〇工区工事に伴う水道管移設復元工事」を公募型指名競争入札で合併入札とする場合

<公募予定表及び指名通知書>

- ・ 「公共下水道第〇〇工区工事」と「公共下水道第〇〇工区工事に伴う水道管移設復元工事」の2件の工事名を記載し、合併入札であることを表記します。

<合併入札>

- ・ 上記2件の工事の設計金額（税抜き）を合算し、1件の入札として実施します。
- ・ 合算での入札金額の最小額での入札者（有効な金額の範囲内）を落札者とします。

<契約>

- ・ 落札金額を分割し、分割した金額に消費税等を加算した金額により、契約締結します。

<工事施工及び工事代金の支払い>

- ・ 従来通りで、工事所管課及び予算所管課が行う。